

## 目標未達成理由等の報告書

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体
北海道	幕別町	幕別地区	平成25年度	平成27年度	幕別町

## I 経営体ごとの成果目標の未達成理由等

No.	対象経営体名	成果目標	目標未達成となった主な理由等	目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等
1		農産物の高付加価値化 てん菜産糖量の向上	カルシウム資材を投入しているが、てん菜の作付圃場が低phのため生育が阻害されているため。 また、移植栽培でも風害の影響や西部委黄病が発生したりと、天候や病気等に影響を受けたため。	農協や農業改良普及センター等の関係機関が主体となって、品質向上に向けた技術指導、肥培管理や基盤整備を今以上に実施することにより、平成29年度までに目標達成予定。
3		農業の6次産業化 レストランとの契約栽培	圃場の輪作体系の関係や種子馬鈴しょを作付けして、一般馬鈴しょから原則として20m以上離して栽培しなければいけないこと、そうか病などの土壌病害が発生する圃場が多いため、食用馬鈴しょを作付けできなかったことによる。	より消費者に好まれる品種を作付できるように農協や農業改良普及センター等の関係機関と連携し、技術指導を実施していくことで、平成29年度までに目標達成予定。
		農産物の高付加価値化 新品種（ホッカイコガネ）の導入		
5		経営面積の拡大	近隣農家から予定した利用権設定を受けられなかったことによる。	利用権の設定を受ける予定だった農地の借入が難しいことから、違う近隣農家からの借入を目指し、平成28年度までに目標達成予定。
		農産物の高付加価値化 春播小麦の作付	春播小麦の作付予定圃場の融雪が遅れ、水はけが悪く、作付適期を逃したことによる。	農協や農業改良普及センター等の関係機関が主体となって、栽培技術の指導、肥培管理や基盤整備を今以上に実施することにより、平成29年度までに目標達成予定。

## II 地区の成果目標（必須目標）ごとの未達成理由等

成果目標項目 （必須目標）	未達成理由の総括	目標達成に向けた改善措置 及び目標達成見込時期等
経営面積の拡大	近隣農家から予定した利用権の設定を受けられなかったことによる。	利用権の設定を受ける予定だった農地の借入が難しいことから、違う近隣農家からの借入を目指し、平成28年度までに目標達成予定。
農業の6次産業化	圃場の輪作体系の関係や種子馬鈴しょを作付けして、一般馬鈴しょから原則として20m以上離して栽培しなければいけないこと、そうか病などの土壌病害が発生する圃場が多いため、食用馬鈴しょを作付けできなかったことによる。	契約先からより消費者に好まれる品種を作付できるように農協や農業改良普及センター等の関係機関と連携し、技術指導を実施していくことで、平成29年度までに目標達成予定。
農産物の高付加価値化	圃場の輪作体系の関係や病害の発生する圃場があることから馬鈴しょの新品種の作付けができなかったこと、てん菜の作付圃場が低phのため生育が阻害されており、天候や病気等に影響を受けたこと、春播小麦の作付予定圃場の融雪が遅れ、水はけが悪く、作付適期を逃したことによる。	農協や農業改良普及センター等の関係機関が主体となって、栽培技術の指導、肥培管理や基盤整備を今以上に実施することにより、平成29年度までに目標達成予定。

### Ⅲ 地域への影響等と構造政策を進めるための今後の取組方向

#### 1 担い手への農地利用集積について

幕別町における担い手への農地利用集積状況は、人・農地プランにおける目標経営面積を達成、もしくは人・農地プランの計画年（平成30年度）までに達成が可能と思われる。

本事業で経営面積の拡大を目標に掲げた3経営体のうち1経営体は、近隣農家から予定した利用権の設定を受けられなかったため、目標未達成となってしまったが、今後、規模拡大を希望する経営体については、営農類型に応じた基準面積や、農地の集団化等を考慮して、農地を集積・集約化し、効率的な農業経営を図るよう指導していく。

#### 2 必要となる中心経営体の育成について

幕別町では、認定農業者等といった経営体を中心とする経営体とし、現在446経営体が位置付けられている。幕別町の中心経営体が安定的な農業経営を維持していくため、中心経営体及び担い手への農地の集積化を図るとともに、次世代を担う後継者や新規就農者を育成・確保するため、関係機関と一体となり「まくべつ農村アカデミー」による研修事業などの施策の活用も積極的に実施していく。

#### 3 人・農地プランの作成・見直し等について

幕別町における人・農地プランの当初計画は、平成24年6月に作成されたものであり、計画年度を平成30年度としたまま、追加、削除・修正等部分的な更新をこれまで6回行っており、直近では平成27年1月に農地中間管理機構からの借受希望、農業経営高度化促進等の観点から見直しを行った。さまざまな状況の変化により個々の経営体の計画に変化が生じることはもとより、周辺の経営体の変化にも影響を受けるなど多くの経営体で計画とのかい離が生じていること等を踏まえ、プランの全体的な見直しを進めていく予定である。

#### 4 未達成者の対応等その他

構造政策を効果的に推進するため、町、農協、農業改良普及センター、農業共済組合、日甜などで構成する「ゆとりみらい21推進協議会」で発行する営農技術情報を配布するなどして、未達成者に対するフォローアップを引き続き実施するとともに、農協や農業改良普及センター等と連携し、各営農状況に応じた指導を行っていく。

〔記入要領〕

1 Iの「目標未達成となった主な理由等」欄については、経営体の成果目標の項目ごとに主な理由を記入する。

また、「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄については、これまでの達成状況等の推移を踏まえ、具体的な改善措置の内容、目標達成の見込とその時期について記入する。

2 IIの「未達成理由の総括」欄については、必須目標となる地区の成果目標ごとに、未達成理由を総括的に整理する。

また、「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄についても、地区の成果目標ごとに具体的な改善措置の内容、目標達成の見込みとその時期について総括的に記入する。

3 IIIについては、IIで整理した地区の成果目標未達成理由等を考慮の上で、①地区内の担い手への農地利用集積状況や出し手・受け手の現状等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、②地域が必要とする担い手と地域内での役割分担の状況等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、③人・農地プランと現状との乖離状況等を踏まえた具体的な対応策等、④未達成者への今後の対応その他課題と対策等について記入する。